

児童いきいき放課後事業について

概要

市内の市立小学校において、平日の放課後、土曜日・長期休業日に小学生の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などを活動内容とする「児童いきいき放課後事業」（愛称：「いきいき」活動）を実施しています。

「いきいき」活動は、大阪市から運営・管理委託を受けた団体が実施校ごとに設置されている「いきいき活動運営委員会」と連携して地域の実情に合わせて運営しています。

対象児童

当該校区に居住する小学校1年生～6年生

活動時間

●月曜日～金曜日：授業終了後～18時

●始業式、終業式等：11時～18時

●土曜日、長期休業日：8時30分～18時

※一定人数以上の利用希望者がある場合、有料で8時から8時半まで、また18時から19時まで活動時間延長等を実施します。詳細は「運営・管理団体」までお問い合わせください。

活動休止日は日曜日、国民の祝日、お盆休み（原則8月11日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）および運営委員会が決定した休止日

参加料

参加料は無料です。ただし児童の安全管理にかかる経費（参考：令和4年度児童1人あたり500円（年額））が必要です。

※活動時間延長は有料です。詳細は「運営・管理団体」までお問い合わせください。

いきいき	電話番号	時間延長実施条件	※令和元年度延長実施状況		運営・管理団体
			朝	夕方	
桑津小いきいき	06-6713-2922	5名以上で実施 ●朝延長 8：00～8：30 年額：5,000円 【実施日】 長期休業日（土曜日実施なし）・学校代休日 ●夕方延長 18：00～19：00 月額：5,000円 年間利用前提 （希望月のみの利用不可） 【実施日】 平日、長期休業日 （土曜日実施なし）	○		（一財） 大阪教育文化振興財団 電話番号 06-6253-6217
北田小いきいき	06-6713-9688				
田小いきいき	06-6622-8250		○	○	
東田小いきいき	06-6607-3598				
南田小いきいき	06-6699-2511			○	
南百済小いきいき	06-6701-0963		○		
育和小いきいき	06-6713-5513		○		
鷹合小いきいき	06-6692-5584				
今川小いきいき	06-6702-5672		○		
矢田小いきいき	06-6699-2236				
矢田東小いきいき	06-6702-0586				
矢田西小いきいき	06-6699-0299				
矢田北小いきいき	06-6705-6299				
湯里小いきいき	06-6797-5044				

※令和4年度時間延長実施状況は参考であり、令和5年度の時間延長実施を保証するものではありません。

東住吉区学校選択制Q & A

1 制度について

① 通学区域以外の学校を選択する場合の、通学路の安全確保についてはどうなりますか。

原則徒歩であることを踏まえ、保護者の責任において、通学距離や経路等、通学の負担や安全を考慮し、希望校の選択をお願いします。※自転車での通学は禁止しています。

② 双子で通学区域以外の学校を希望しているが、同じ学校への進学は可能ですか。

希望調査票での申請により、抽選時において1組として扱うことができます。

③ 学校選択制を利用して通学区域外の小学校に入学・卒業した場合、選択した小学校区の中学校に入学できますか。

学校選択制により通学区域外の小学校に入学・卒業した場合でも、進学中学校は通学区域の市立中学校になります。通学区域外の市立中学校を希望される場合は新中学1年生になる前に再度、学校選択をしていただきます。その場合、優先扱いはありません。また、受入可能人数によっては希望する中学校に通えない可能性があります。

特に現在、学校選択制により通学区域外の小学校に就学している方につきましては、中学校に進学する際には、通学区域の中学校が就学指定校になります。つきましては、在籍している小学校の進学中学校への進学を希望される場合は、改めて学校選択制において進学先の中学校を希望いただく必要がありますので、ご注意ください。

④ 兄や姉が学校選択制により通学区域以外の学校へ就学している場合、弟や妹が指定校変更により兄や姉と同じ学校へ就学する事ができますか。

学校選択制により兄や姉が通学区域以外の学校へ就学していることを理由に弟や妹が指定校変更を利用して兄や姉と同じ学校へ就学することは出来ません。また、東住吉区の学校選択制において兄や姉が就学する通学区域以外の学校を弟や妹が希望した場合においても優先扱いはいたしませんので、ご了承ください。

2 希望調査について

① 希望調査票の提出期限を過ぎてしまったらどうなりますか。

通学区域（お住まいの校区）の学校が就学指定校となります。その他の学校を希望される場合は、希望変更受付期間中（11月11日（金）～17日（木））に区役所窓口サービス課で希望変更の手続きをしてください。

② 第2希望まで必ず選択しないといけないのですか。

第2希望がない場合は記載の必要はありません。第2希望を選択していた場合で第1希望の学校が抽選により落選となった場合、第2希望の抽選に回るようになります。第2希望の学校に当選した場合は、その学校への就学を辞退することはできず、第1希望の補欠に回ることもできません。第1希望の学校の抽選において落選となった場合に、第1希望の学校の補欠としての登録を希望される方は、第2希望の学校の選択をしないようにしてください。

3 抽選について

落選した場合はどうなりますか。

落選された方全員に抽選で順番をつけて、それぞれの第1希望の学校の「補欠登録」を行います。区外への引越や国立・私立学校等へ入学をされる方が発生したことにより受入枠ができた場合には、補欠登録期間終了日（小学校は2月10日（金）、中学校は2月17日（金））までに繰り上げになった旨の連絡をいたします。

4 引越しについて

区内で転居する場合どうなりますか。（2ページのスケジュールをご参照ください）

＊ 11月17日（木）までは2ページのとおりです。

＊ 11月18日（金）以降は次のとおりです。

【転居後の通学区域の学校に変更して通いたい場合】

「希望変更申請期間」の終了をもって希望校が確定していますので、転居手続き時に窓口サービス課で必要な手続きを行ってください。

【学校選択制により選択した学校に通いたい場合】

「希望変更申請期間」終了をもって希望校が確定しています。そのため、転居後も希望調査票の効力は失われないため特に手続きは必要ありません。なお、希望校を変更することはできません。